

橋本市告示第80号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定に基づき、本市内の字の区域を次のとおり変更する。

この字の区域の変更は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分公告があった日の翌日からその効力を生ずる。

令和8年3月31日

橋本市長 平木 哲朗



あやの台三丁目に編入し、小字を廃止する区域

大字	小字	地番
隅田町垂井	死手谷	155-16
隅田町垂井	池之内	338-8、338-11、341-2、341-3、351-1、351-2
隅田町真土	丸垣内	593-7、593-8、593-9、593-10
隅田町真土	中畑	667-5、668-1、669-1、670、671-1、678-3、679-2、680-4、680-25、680-27、680-28、680-128、680-130、680-140、680-141、680-143、680-147
隅田町山内	菖蒲	1135-35